

印西市災害復興本部設置要領

（設置）

第1条 大規模な災害により市内に被害が発生した場合において、災害対策本部による応急対策が概ね完了し、被災者の生活再建及び公共施設等の復旧・復興施策を総合的かつ効果的に推進する必要があると認めるときは、印西市災害復興本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

（所掌事務）

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）被災者の生活再建及び住まいの確保に関すること。
- （2）農業その他の産業の復興支援及び地域経済に関すること。
- （3）道路、河川、上下水道、公共施設その他の本復旧に関すること。
- （4）被災者支援、復旧・復興事業の財政措置、国、県その他関係機関との調整及び要望に関すること。
- （5）被災者支援、復旧・復興施策の総合調整、進捗管理、情報共有及び市民への周知に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項に関すること。

（構成）

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員及び事務局をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 本部長は、本部を総括し、これを代表する。

4 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

5 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

6 本部員は、印西市行政組織条例（平成8年条例第13号）第2条に規定する部、印西市教育委員会行政組織規則（昭和41年教育委員会規則第1号）第11条に規定する部並びに印西市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和52年条例第12号）第4条第2項に規定する上下水道部の長及び議会事務局長の職にある者をもって充てる。

7 事務局は、企画財政部長、各部政策主幹及び企画財政部長が指名する者をもって構成する。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部会議を招集し、その議長となる。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部会議は、次に掲げる事項について協議し、又は報告を受けるものとする。

- (1) 被災者支援に関すること。
- (2) 復旧・復興事業の進捗管理に関すること。
- (3) 復旧・復興施策の推進方針に関すること。
- (4) 公共施設等の復旧に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(本部の庶務)

第5条 本部の庶務は、企画財政部において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年10月7日から施行する。